

介 護 老 人 福 祉 施 設

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 七日会

特別養護老人ホーム せんだい郷六の杜

介護老人福祉施設重要事項説明書

〈令和7年4月1日〉

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 022-395-5633 (午前9時～午後5時30分まで)

担当 生活相談員、ケアマネージャー *ご不明な点は、お問い合わせください。

2 介護老人福祉施設 せんだい郷六の杜の概要

施設名称	介護老人福祉施設 せんだい郷六の杜
所在地	宮城県仙台市青葉区郷六字出戸2番地
介護保険指定番号	0475103842

(1) 施設の職員体制

職種別		資格	常勤 (フルパート含む)	パート	計
施設長			1名		1名
医師(内科)				1名	1名
医師(精神科)				1名	1名
生活相談員		社会福祉士、社会福祉主事、介護福祉士	2名		2名
介護支援専門員		介護支援専門員	1名		1名
管理栄養士		管理栄養士	1名		1名
調理員		委託			
機能訓練指導員		理学療法士	2名		2名
事務職員			3名		3名
看護 介護 職	看護師		3名	2名	5名
	准看護師				
	介護職員		59名	12名	71名
その他		洗濯、営繕、宿直		6名	6名

令和7年4月1日現在

(2) 施設の設備の概要

定員	120名(1ユニット10名)	医務室	1室
居室(全室個室)	120室(12ユニット)	食堂・談話室	12ヶ所
ボランティア室	1室	機能訓練スペース	3ヶ所
浴室	個人浴槽と特殊浴槽	談話スペース	3ヶ所

3 サービス内容

- ①施設サービス 利用者様及びご家族の希望に沿うよう介護支援専門員を中心に担当職員（介護・看護・栄養・医師・機能訓練・相談）で構成される会議にて立案させていただきます。
- ②食事 一日3食（朝・昼・夕）他におやつがつきます。
特別メニュー 敬老会、クリスマス、元旦他に提供します。
- ③入浴 週2回は入浴できますが、風邪等の症状で入浴できない場合は、清拭等を行います。
- ④介護 介護職員及び看護職員が担当しますが、各居室担当職員を配置して介護にあたります。
- ⑤機能訓練 機能訓練指導員による利用者様の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑥生活相談 日常生活全般について生活相談員及び介護支援専門員が相談に応じます。
- ⑦健康管理 医師による検診、看護職員による看護と年1回の健康診断を行います。
- ⑧栄養管理 利用者様の栄養状態を体重や血液検査結果等をもとに評価。栄養ケア計画を立案し、栄養状態の維持・向上を行います。
- ⑨理美容サービス 毎月1回、施設内で理髪を行います。料金は自己負担となります。
- ⑩行政手続代行 ご要望に応じて生活相談員、ケアマネージャーが行います。
（申請等に関する情報提供に関しては、依頼書を受理した時点で情報提供に関する同意を得た事とします）
- ⑪日常費用支払代行 生活相談員、ケアマネージャーが行います。
- ⑫所持品保管 保管庫で管理します。
- ⑬レクリエーション 行事計画・月間予定表に沿って実施します。
（食事行事、年間行事は別紙参加同意書にて参加の希望を頂きます）

4 利用料金

(1) 料金

- ・施設利用料（介護保険1割負担分、2割負担分、3割負担分）

精神科医療養指導加算：5単位/月・個別機能訓練加算Ⅰ：12単位・サービス提供体制強化加算Ⅱ：18単位・看護体制加算Ⅰ2：4単位・夜勤職員配置加算Ⅱ2：18単位・科学的介護推進加算Ⅰ：40単位/月
個別機能訓練加算Ⅱ：20単位/月・職員処遇改善加算（総単位数×12.6%）・認知症チーム推進加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱ

要介護区分	1割負担/日	2割負担/日	3割負担/日
要介護度1	730 円	1,460 円	2,190 円
要介護度2	820 円	1,640 円	2,460 円
要介護度3	897 円	1,794 円	2,691 円
要介護度4	970 円	1,940 円	2,910 円
要介護度5	1,041 円	2,082 円	3,123 円

※ 加算は、今後体制等の状況により、該当しない場合があります。

※ 入居後30日以内に限り、上記料金に31円/日（2割負担は62円/日、3割負担は93円/日）割り増しとなります。（初期加算）又、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合・30日を超える外泊から帰園された場合も同様です。

- ※ 入居期間中に入院、又は居宅に外泊した場合は、ひと月6日（最長12日間）を限度として、上記施設利用料に替えて、1日あたり約252円（2割負担は約504円、3割負担は約756円）の負担となります。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、施設利用料の負担分になります。
- ※ 療養食加算・若年性認知症入居者受入加算・経口関係加算・看取り介護加算サービス提供体制強化加算等、介護保険法に準じた加算が該当した場合、別途加算料金がかかります。
- ※ 上記は、R7.4.1現在のものです。職員配置等の変更により、料金を変更する場合がございます。

・居住費

水道光熱費及び設備費及び建物修繕費を含みます。

- * 入院又は外泊された場合も徴収させていただきます。

但し、利用者負担段階の第1、2、3段階対象の方は6日間（月をまたぐ場合最大で12日間）のみ補足給付の対象になります。補足給付対象外時は第4段階料金の徴収となります。

第1段階	880円／日
第2段階	880円／日
第3段階	1,370円／日
第4段階	2,560円／日

・食費

第1段階	300円／日
第2段階	390円／日
第3段階①	650円／日
第3段階②	1,360円／日
第4段階	1,600円／日

但し、栄養補助食品にかかる費用は自己負担とさせていただきます。

・日用品費

利用者様、ご家族の状況に合わせ、日用品のパックの選択を行う事が出来ます。

以下の物品に関しては、パック①、②、③に入っている物です。

*バスタオル、タオル、フェースタオル、お絞り、ドライシャンプー、ハンドソープ、保湿剤、入浴剤、ハミンググット、舌ブラシ、うがい用コップ、ティッシュ、ウエットティッシュ、ペーパータオル、消臭・芳香剤、嗜好飲料、トロミ剤、その他

- ・パック① 270円／日 *物品+歯ブラシ、歯磨き粉、ポリデント、義歯ケース。
- ・パック② 260円／日 *物品+歯ブラシ、ポリデント、義歯ケース。
- ・パック③ 250円／日 *物品+歯ブラシ、歯磨き粉。

★パック①～③は利用者の口腔ケアの状態により選択して下さい。

(2) その他の料金

- | | |
|-----------|--|
| ①特別メニュー | 実費徴収させていただきます。 |
| ②クラブ参加費 | 実費徴収させていただきます。 |
| ③外出行事参加費 | 入園料等（付き添い者分含）・飲食代は、利用者負担とさせていただきます。 |
| ④買物代行手数料 | 150 円/回 |
| ⑤預かり管理手数料 | 印鑑・通帳・カード等の貴重品 100 円/日*入院や外泊時も徴収させていただきます。 |
| ⑥送迎付き添い費 | 3000 円 入居時や入居前からの定期通院時の付き添い送迎 |

(3) 基本料金の減免措置

※高額介護サービス費の制度

月額 44,400 円 (但し、利用料負担段階第 3 段階の方は世帯で 24,600 円、利用料負担段階第 2 段階、第 1 段階は個人で 15,000 円) を越えた部分は高額介護サービス費として払戻し手続きがありますのでお尋ねください。

(4) 支払方法

毎月、20 日に前月分の請求をいたします。お支払方法は、翌々月 5 日に自動振替させていただきます。自動振替確認後、領収証を発行いたします。なお医療費等の領収書については月末となり利用料の領収書と同時に発行できませんのでご了承ください。

5 入退居の手続

(1) 入居手続

当施設所定の申込用紙に必要事項記入の上、提出して下さい。入居評価基準に基づいて点数化し、原則として点数の高い方からご入居となります。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退居手続

① 利用者様の都合で退居される場合

退居を希望する日 15 日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が他の介護保険施設に入居した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要介護 1 又は 2 と認定され、且つ、特例入所の要件に該当しない場合 (所定の期間の経過を持って退居となります) 。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当 (自立) 又は要支援と認定された場合 (所定の期間の経過を持って退居となります) 。
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30 日以内に支払わない場合、又は利用者様やご家族などが当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了 15 日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者様が、病院又は診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は

入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再入居を希望される場合は、お申し出ください。

- ・利用者様又はそのご家族等が、事業者や従業員又は他の利用者様に対し、暴言暴力等の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知します。
- ・利用者様の身体能力等を勘案し、自宅での介護や他施設利用が望ましいと判断された場合。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・入居に際しては利用者様及びご家族のご要望、ご意見を尊重し、ご理解を戴いた上で契約させていただきます。
- ・利用者様の人権を尊重し、社会福祉の理念を守り、常にサービス提供者としての立場を忘れずに業務に専念して参ります。
- ・利用者様が施設から在宅への復帰を目標にした介護サービス計画を作成し、要介護度に応じた適正なサービスの提供を行います。
- ・利用者様及びご家族の要求に応じたニーズの提供に対する苦情への対応、情報提供などに対して職員全体が、責任を持って行動します。
- ・利用者様の健康維持・管理に努め、総合的な生活の質の向上を目指していきます。
- ・施設運営の実態を確認し、信頼される施設として職員の技能向上を目指していきます。
- ・個人情報保護の基本方針に則り、個人情報を適切に管理します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	随 時
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	利用者様又は、他の利用者様等の生命又は、身体を保護するため、緊急やむを得ぬ場合もあります。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面 会 午前10時から午後5時30分までにお願いします。
- ・外出、外泊 3日前までにご連絡くださるようお願いいたします。
- ・飲酒、喫煙 入居者様が所定の場所に行き、マナーを守って喫煙できる方のみが対象となります。タバコとライターは施設管理とさせていただきます。
飲酒については、原則として禁止ですが、行事等でお酒を提供する場合もありますので、その際お楽しみください。
- ・設備、器具の利用 介護に必要な器具はご用意いたします。
車椅子など、ご本人のご使用し易いものがございましたらそのままお使いください。
- ・所持品の持ち込み 入居の際は必ず衣類などに名前を付けてください。荷物があまり多いと保管できませんので、事前にご相談ください。また、裁縫道具や刃物（包丁・ナイフはさみ等）マッチ、ライターについては、ご入居者様本人が所持することは

できませんのでご了承ください。 テレビ、タンス等、転倒の恐れがある物については転倒防止策をお願いします。

- ・居室での掲示 居室において、写真や絵画を掲示する際、画鋲や釘を壁に打ち込む事はご遠慮いただいております。壁紙が剥がれないような特殊なテープをご準備いただき掲示をお願い致します。
- ・施設備品 施設の備品について、入居者様が故意に壊してしまった物に関しては、弁償していただく場合がありますのでご了承ください。
- ・施設外での受診 必要ある場合は施設外の専門病院等の受診となります。なお、職員が同行いたします。
- ・宗教活動 ご自分で信仰される宗教は自由ですが、施設内で他の利用者に入信を勧めることはさけてください。
- ・ペット ペットの持ち込みはご遠慮いただいております。

(4) 施設入居者が入院した場合

施設入居者様が入院した場合、ショートステイの利用者様が、その空床となったベットを利用させていただくことがあります。その場合には、施設入居者様又はご家族様に事前に説明し、同意を得ることと致します。また、ベットをショートステイ利用者様に利用させた期間は、施設入居者様の居住費負担はありません。

7 緊急時の対応方法

利用者様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。

緊急連絡先 氏 名	
住 所	〒
電話番号	
続 柄	

8 非常災害対策

- ・防災時の対応 火災、地震等の発生時には職員が状況を判断して、利用者様を避難、誘導し安全対策に努めます。
- ・防災設備 自動火災報知器・スプリンクラー設備・屋内外消火栓・消火器
非常通報装置・避難誘導灯・非常電源 他
- ・防災訓練 毎月の防災点検と年2回の消火、避難の総合訓練を実施
- ・防災責任者 防火管理者 大島 三樹男

9 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設利用者様相談・苦情担当

窓口担当 生活相談員、ケアマネージャー 電話 022-395-5633
受付時間 9:00~17:30
解決責任者 施設長 佐々木 司

なお、法人として第三者委員会を設置しております

大堀 隆二 東京都青梅市大柳町 1852-5 電話 0428-24-5216

町田 憲治 東京都青梅市今井 2-741 電話 0428-31-1752

② その他受付期間

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

仙台市役所 介護事業支援課施設指導係	仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1 022-214-8318
青葉区保険福祉センター 障害者高齢課 介護保険課	仙台市青葉区上杉 1 丁目 5-1 022-225-7211
宮城県国民健康保険団体連合会	仙台市青葉区上杉 1 丁目 2-3 022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	仙台市青葉区本町 3 丁目 7-4 022-225-8476

10 当施設嘱託医

医療法人草恵会 草刈内科医院 草刈 拓 先生
〒981-0908 仙台市青葉区東照宮 2 丁目 1-2
電話 022-271-9251

11 協力の医療機関

医療法人貝山仁済会 貝山中央病院
〒980-0804 仙台市青葉区大町 2 丁目 12 番 8 号
電話 022-222-5945 (代表)

一般財団法人周行会 内科 佐藤病院
〒989-3121 仙台市青葉区上杉 2-3-17
電話 022-221-5566 (代表)

社会医療法人康陽会 中嶋病院
〒983-0835 仙台市宮城野区大槻 15-27

電話 022-291-5191 (代表)

12 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 七日会
代表者役職・氏名	理事長 森谷修三
本部所在地	東京都青梅市今井2丁目1079番地
電話番号	0428-32-7699
定款の目的に定めた事業	1 介護老人施設 2 短期入居生活介護 3 居宅介護支援事業 4 その他これに付随する事業
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 10ヶ所 短期入居生活介護 10ヶ所 居宅介護支援事業所 4ヶ所 デイサービスセンター 5ヶ所 都市型ケアハウス 1カ所 グループホーム 1カ所

附 則

この契約は令和24年7月1日から施行

附 則

平成26年4月1日から一部改訂

附 則

平成27年4月1日から一部改訂

附 則

平成27年8月1日から一部改訂

附 則

平成29年9月1日から一部改訂

附 則

平成30年4月1日から一部改訂

附 則

令和6年4月1日から一部改訂

附 則

令和7年6月1日から一部改訂

附 則

令和1年10月1日から一部改訂

附 則

令和2年4月1日から一部改訂

附 則

令和2年7月1日から一部改訂

附 則

令和3年4月1日から一部改訂

附 則

令和3年8月1日から一部改訂

附 則

令和4年10月1日から一部改訂

附 則

令和6年8月1日から一部改訂

令和 年 月 日

利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 宮城県仙台市青葉区郷六字出戸2番地

名 称 介護老人福祉施設 せんだい郷六の杜

施設長 佐々木 司 印

説明者 (生活相談員)： 小島 拓弥 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日 利用者 氏名 印

(代理人) 氏名 印